平成２５年（フ）第８０号
仙台市太白区太白２―20―７―402　佐久間希望方、住民票上の住所仙台市宮城野区高砂２丁目14番地の１　寿ハイツ101
債務者　阿部　祐子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
仙台市太白区八木山本町１丁目２番地の14
債務者　山本アヤ子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
宮城県多賀城市高崎１丁目９番６号
債務者　三塚美千子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４３号
富山県高岡市伏木湊町４番16号
債務者　古川　幸子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第４８号
岐阜市宇佐東町５番10号　セジュールカルフールＡ―202号室
債務者　伊藤ゆみ子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１１０号
岐阜市黒野422番地10
債務者　赤塚縫製こと　赤塚　喜吉
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３０７号
名古屋市熱田区三本松町21番15―802号　神宮東パークハイツ
債務者　Ａｔｅｌｉｅｒ　ＴＳＡこと　中溝　英之
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６８号
愛知県あま市篠田寺裏イ41番地、申立時の住所愛知県あま市篠田南長無26番地５　アベニュー木田601号
債務者　杉村　次郎
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０１号
名古屋市西区市場木町272番地　ＡＲＡＸ市場木３Ｃ号
債務者　鈴木　眞弓
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２号
大津市皇子が丘１丁目４番１―402号
債務者　大江　知広
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６７号
大津市比叡辻２丁目11番６―402号、前住所大阪市住之江区南港中２丁目５番21―210号
債務者　津田美智代（旧姓尾野）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８５号
滋賀県草津市大路３丁目１番15号　エクセルオージ101号
債務者　佐藤　吾一
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９０号
大津市大萱１丁目19番16号　サンライフ瀬田408
債務者　宮﨑　健一
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１００号
奈良県生駒郡斑鳩町目安４丁目12番20号
債務者　田邉建設こと　田邉　元崇
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１０５号
広島市中区白島北町18番２―712号
債務者　福島　信子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５号
福岡県久留米市諏訪野町2546番地３　アーサー久留米エクシオⅡ303号
債務者　天野　義幸
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２１９号
北九州市八幡西区藤田１丁目２番27―707号
債務者　塩川　明子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部